

平成26年4月14日

様

武雄市情報公開審査会

会長 松尾弘志



答申書の送付について

下記の事件については、平成26年4月14日に答申をしたので、武雄市情報公開条例第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

「武雄市公式ホームページ、公式Facebookへのアクセス数の推移を記録した文書」の不開示決定（平成25年12月18日付武市フ第182号）に係る異議申立事件



答 申 第 1 号

平成26年4月14日

武雄市長 樋 渡 啓 祐 様

武雄市情報公開審査会

会 長 松 尾 弘 志



答 申

平成26年2月27日付武市総第723号で諮問がありました、下記諮問案件については、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

### 第1 審査会の結論

武雄市情報公開条例（平成18年条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定による公文書開示請求に対して、武雄市長（以下「実施機関」という。）が平成25年12月18日付武市フ第182号で行った不開示決定は妥当である。

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「武雄市公式ホームページ、公式Facebookへのアクセス数の推移を記録した文書」について、実施機関が平成25年12月18日付武市フ第182号で全部不開示とした処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、対象公文書の全部を開示するよう求める、というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由の要旨は、武雄市公式フェイスブックページ及び武雄市HOMEのアクセス数は、市職員が職務上取得し採録した電磁的記録であり、公式ホームページ及び公式Facebookの運営の為に組織的に用いていることは明白であることから、全部不開示とした実施機関の決定は条例の適用を誤っている、というものである。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の要旨は、武雄市公式フェイスブックページ及び武雄市HOMEのアクセス数については、システム内のデータ管理のみであり文書が存在しない、というものである。

#### 第4 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成26年2月27日 (平成25年度第4回審査会)	諮問 実施機関から説明聴取 審議

#### 第5 審査会の判断

1 本件開示請求は、「公式ホームページ、公式Facebookへのアクセス数の推移」についての公文書の写しの交付を求めるものとなっていることから、審査会において、本件開示請求に係る公文書として特定できるものの存在を確認したところ、当該情報を把握できるものとして、フェイスブックページに掲載するための電子的記録（条例第2条第2項に規定する電磁的記録のうち電子的方式で作られた記録をいう。以下同じ。）があり、その内容を電子計算機の画面上で確認することができたものの、実施機関の説明によれば、この記録を文書にしたものは保有していないということであった。

この点、フェイスブックページを運用するにあたっては電子計算機のディスプレイに表示される画面上の操作により情報の入力や出力をし、記録を専用の媒体で保存することで情報の管理がなされるのが通常であって、記録を文書にしておくべき業務上の必要性があるとは考え難いことから、文書にしたものを保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

2 また、条例では「公文書」の定義として、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）から出力されたもの」との定めがあり（条例第2条第2項）、電磁的記録については「出力された」ことが要件となっていて、電磁的記録自体は開示対象となる公文書になっていない。

そして、条例が定める開示の方法として「閲覧又は写しの交付の方法」があるが（条例第11条第2項本文）、電磁的記録自体が開示対象となる公文書になっていないことから、記録を専用の媒体に複製したものを写しとして交付することにより開示することはできない。

したがって、電磁的記録のうち電子的記録については、電子計算機によって出力され、その画面上に表示されたことによって閲覧可能になった状態にあるもののみが条例にいう「公文書」に該当して開示対象となり、これを閲覧する方法によってのみ開示ができることになる。

3 本件開示請求は対象公文書の写しの交付を求めるものである。前記したとおり、

実施機関は当該電子的記録について文書にしたものを保有していなかったことから、文書を複写して交付しなかったことを誤りということとはできない。また、出力されていない電子的記録は開示対象となる公文書に含まれていない以上、対象公文書の写しの交付すなわち記録自体の複写を求めることができることを前提として公文書の開示を求めている本件開示請求によっては、いずれにしても異議申立人が求めている当該電子的記録の開示はできないことになる。

- 4 よって、本件処分は妥当であるから、審査会は前記「審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の要望

- 1 情報の電子化が進んだ今日、実施機関においても多くの行政情報が電磁的記録においてのみ管理されることとなっている。

審査会は、上記のとおり本件処分自体は妥当であると判断したものであるが、現行の条例第2条第2項に規定する「公文書」の定義及びこれに基づく運用は本来の情報公開の主旨にもとるため、公正で開かれた市政を実現するとする情報公開条例の目的（条例第1条）に沿うように、実施機関が条例改正も含めて「電磁的記録」自体を開示対象となる「公文書」に含めるように対応されることを要望する。

- 2 また、条例第6条第1項第3号及び市長が管理する公文書の開示等に関する規則第2条の規定により、開示請求は開示請求者が希望する開示の方法を記載した書面（開示請求書）を実施機関に提出して行わなければならないとされているところ、本件開示請求については、開示の方法として開示請求者が写しの交付を求めるものであったことから、結果として開示がなされなかったことは現行の情報公開制度の下ではやむを得ないところではある。

しかしながら、前記したとおり、現行の制度の下でも当該電子的記録が出力された画面の閲覧の方法によれば開示が可能であったところであって、条例の解釈及び運用に当たって公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重することは実施機関の責務（条例第3条）であることから、今後、実施機関が開示請求に係わる公文書の特定を行うに当たり、請求内容によっては開示に不都合がある場合は、請求者と可能な限り意思の疎通を図るなど、より一層の適正処理に努めるよう要望する。